

## 会議の公開関連

### 千葉県情報公開条例【抜粋】

(会議の公開)

#### 第二十七条の三(抄)

附属機関及び類するものの会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で公開しないことと決定したときは、この限りでない。

- 一 不開示情報※ が含まれる事項について、調停、審査、審議又は調査等が行われる場合
- 二 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

※不開示情報に関する説明 第八条に規定する個人情報等

#### 第八条(抄)

実施機関は、行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならない。

二 個人に関する情報であって、氏名、生年月日その他の記述等により個人を識別することができるもの又は個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。

三 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

五 県の機関(略)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの